

大社福人材発第 462 号
令和 3 年 12 月 13 日

関 係 各 位

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター
所 長 徳丸 祥子
(公印略)

令和 4 (2022) 年度 介護福祉士修学資金貸付制度の実施について

日ごろから、福祉人材の確保・育成にご尽力いただき、また、本会の運営にご支援・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、来年度の介護福祉士修学資金貸付事業につきまして、修学生の募集を実施いたします。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、申請書類の作成や取りまとめに、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

○関係書類

■養成施設向け

- ① 介護福祉士修学資金貸付の申請および契約に向けた留意点
- ② 推薦状 (様式第 2-1 号)
- ③ 令和 4 年度介護福祉士修学資金貸付推薦者名簿
- ④ 令和 4 年度介護福祉士養成施設における在籍者数ならびに外国人留学生の受入状況 調査票
- ⑤ 在学者一覧 (入学前の申請用)

■貸付希望者向け

- ① 令和 4 年度対象「介護福祉士修学資金」修学生募集要領
- ② 介護福祉士修学資金貸付申請書 (様式第 1 号)
- ③ 介護福祉士修学資金貸付申請書の記入例
- ④ 同意書
- ⑤ 同意書の記入例
- ⑥ 作文用紙 ※1
- ⑦ 届出書 ※2

1. 申請受付期間および提出期限

令和 4 年 1 月 11 日(火) ~ 令和 4 年 5 月 20 日(金)まで

2. 学生への周知方法

必要分を印刷していただき、貸付の申請を希望する学生へ周知をお願いします。

- ① 令和 4 年度対象「介護福祉士修学資金」修学生募集要領
- ② 介護福祉士修学資金貸付申請書及び記入例
- ③ 同意書及び記入例
- ④ 作文用紙 ※1

3. 養成施設での手続き

養成施設において取りまとめのうえ、次の申請書類一式を、5月20日(金)までに、大阪福祉人材支援センターへご提出願います。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、郵送にてお送りください。

また、下記理由から提出期限までに申請書類の提出が困難な場合は、対象者の氏名を推薦者名簿に記載してください。個別に期間の延長を認めます

期間延長を認める理由	提出期限
「高等教育の修学支援新制度」と併用し、申請受付期間内に支援区分が決定していない場合	令和4年8月31日まで
外国人留学生等が、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした入国制限の措置により、日本に在住していない場合	日本に入国後、1カ月以内

4. 修学資金申請に必要な書類

下記の推薦状、申請書、同意書、住民票、連帯保証人にかかる書類等を、申請者ごとにセットしたうえで、推薦者名簿の順番に整えて、ご提出をお願いします。

○養成施設が作成する書類

- (1) 各申請者の推薦状
- (2) 推薦者名簿
- (3) 受入状況 調査票 (令和4年5月末までに提出してください)
- (4) 在学者一覧 (※入学前に申請した場合のみ、令和4年4月に提出してください)

○申請者が準備する書類

- (1) 介護福祉士修学資金貸付申請書
- (2) 同意書
- (3) 申請者の住民票
- (4) 連帯保証人にかかる書類
個人の場合：令和3年度の府・市町村民税課税証明書 (令和2年中の所得証明)
法人の場合：①貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録又は稟議書
②申請者に通知した雇用契約書あるいは雇用通知書、または派遣会社と法人との契約書
- (5) 生活費加算を受ける場合
・生活保護受給世帯・福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書
・住民税非課税世帯・世帯全員の府・市町村民税課税証明書等 (高校生以下は不要)
- (6) 中高年離職者(入学時に45歳以上・離職して2年以内)の場合・離職年月日を証明できる書類
- (7) その他、府社協会長が必要と認める書類

※1 作文 (借用書提出時 (契約時) までに、提出してください)

※2 届出書 (貸付決定後、初回送金額の一部のみ、養成施設の口座へ送金を希望する場合に提出)

※府外に在住し府外の養成施設に入学する方や、在留資格「特定技能」の方は、別に書類の提出が必要です。

5. 推薦にあたっての留意点

従来通り、下記の表をもとに養成施設別の「推薦人数の目安」を設定します。

令和3年度に 貸付実績あり	府内の養成施設	令和4年度の定員の7割程度
	府外の養成施設	令和4年度の定員の5割程度
令和3年度に 貸付実績なし	府内の養成施設	令和4年度の定員の7割程度
	府外の養成施設	若干名

※4年制大学は若干名 (これまでの申請件数程度)

〔推薦人数の目安〕を設定する理由)

- ①令和4年度に新規貸付決定を行うにあたり、将来に渡って本事業の継続性を担保するために、一定の目安を設けました。
- ②入学前から申請受付を開始するにあたり、入学後でないとは推薦状および推薦名簿を作成できない養成施設におかれましては、申請を早めないとは受付けてもらえないのではないかという不安を感じるかも知れません。そこで、このような混乱を防ぐために設定しました。

6. 実施にあたっての留意点

①昨年度から主な変更点

- A. 民法の改正により、令和4年4月1日から日本国籍の18才の方は、成人(成年)として取り扱います。申請日や借用証書の提出時期に応じて、運用が異なりますのでご注意ください。

提出時期	貸付申請を行う	借用証書を提出する
令和4年3月31日までに	・連帯保証人の1名は、必ず法定代理人であること。 ・申請書および同意書に法定代理人の記入が必要。	・法定代理人の自署、実印の押印が必要。 (連帯保証人の自署、実印の押印は必要) ・申請者の実印は不要(認印で可)。
令和4年4月1日以降に	・連帯保証人は法定代理人でなくても構いません。 ・申請書および同意書に法定代理人の記入は不要。	・法定代理人の自署、実印の押印は不要。 (連帯保証人の自署、実印の押印は必要) ・申請者の実印が必要(印鑑登録証明書の提出も必要)。

- B. 貸付対象に、新たに在留資格「特定技能」取得者を加えます。なお、特定技能はフルタイムで従事することが求められ、修学との両立は容易ではないことに鑑み、これまでの申請書類とは別に「修学予定届」を提出していただきます。

②「推薦状」について

ご提出いただく推薦状をもとに、貸付希望者の個性や、就労意欲、向学心、家庭の経済状況等を確認し、貸付審査を行います。重要な書類となり、原則、再提出は認められませんのでご注意ください。

なお、推薦人数が目安を超える場合は、より厳密に推薦状をご発行願います。

③※1「作文」について

「介護福祉士を目指したきっかけと将来の夢」と題する作文を提出いただきます。

この作文は、内容を評価するものではありません。貸付を受けるにあたり、介護福祉士を目指す心構えや働くことへの決意を示すものとして作成してください。

④申請書類について

募集要領や申請に必要な様式は、大阪福祉人材支援センターのホームページからダウンロードができますので、ご活用ください。

介護・福祉 応援貸付金 <http://www.osakafusyakyō.or.jp/fcenter/Cms/public/topic/16>

《申請書類の提出先／お問合わせ先》

大阪福祉人材支援センター 修学資金係 担当：(青木・米田・貫野)

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター 3階

電話 06-6776-2943 (祝日を除く 月～金9:00～17:00)

FAX 06-6761-5413

「介護福祉士修学資金とは」

◎介護福祉士修学資金は、介護福祉士の資格取得を目指す人を応援する、公的な貸付制度です。

- ・修学のために必要な費用を無利子で貸付し、養成施設を卒業後、要件を満たす場合は、貸付金を返すことが不要になる（返還が免除になる）仕組みです。

貸付できる金額

- ・修学資金 月額 50,000 円（修学期間中）
- ・入学準備金 200,000 円（令和4年度入学者対象／初回送金のみ）
- ・就職準備金 200,000 円（卒業年度にかかる最終回送金のみ）
- ・国家試験受験対策費用 40,000 円（貸付期間中の一年度あたり／卒業年度に受験必須）

☞（例）2年制の専門学校の場合 貸付金額（上限）1,680,000 円

*なお、生活保護受給世帯等に準ずる経済状況にある世帯の方は、別に生活費加算の貸付が可能です。

ポイント1 「この制度は貸付金です（給付金ではありません）」

- ・国庫補助金（税金）をもとに貸付を行い、養成施設を卒業後は返還が必要になります。ただし、要件を満たす場合は、返還を猶予し、その後、免除になる可能性があります。

ポイント2 「5年間、大阪府内で介護の仕事に従事した場合に限り、返還免除になります」

- ・養成施設を卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、引き続き5年間以上返還免除対象業務に従事した場合、貸付金を返すことが不要になります。
- ・なお、大阪府内で合計5年間の従事期間が必要になりますが、一つの社会福祉施設等で5年間従事することを求めています。

ポイント3 「貸付契約が解除された場合は、返還になります」

- ・養成施設を退学した場合や、貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるときは、貸付契約を解除し、貸付金を返還していただきます。
- ・なお、返還の期間は、貸付を受けた期間（＝修学期間）と同じ期間です。返還期間内に貸付金を返還しなかった場合は、年3%の割合で計算した延滞利子も支払う必要があります。

ポイント4 「やむを得ない理由がある場合は、返還を猶予することができます」

- ・被災、病気、けが、出産・育児など、業務に従事することが難しい場合、復職の意思を持ち、業務に従事できないことを証明する書類を提出していただければ、返還手続きに入らないことも可能です。ただし、一旦、返還手続きに入りますと、ストップすることはできませんのでご注意ください。

ポイント5 「定期的に必要な書類の提出が必要です」

- ・修学期間中は養成施設を通じて、卒業後は直接ご本人が、大阪福祉人材支援センターへ書類の提出が必要です。
また、住所や氏名の変更、勤務先が変わる場合にも、都度、連絡が必要になります。
もし、書類の提出が行われず、連絡もいただけない場合は、返還手続きに入る可能性もありますのでご注意ください。

※その他詳細な要件については、「令和4年度対象『介護福祉士修学資金』修学生募集要領」をご確認ください。大阪福祉人材支援センターのホームページに掲載しています。